

平成9年1月31日

より快適なマンションライフを過ごすために…

## マンション居住者経験交流会開催

31日午後1時30分から、マンション居住者相互の理解と情報交換をおこない、より快適なマンション生活を過ごすことを目的に、区内のマンションのオーナー、管理組合役員及び居住者を対象とした「マンション居住者経験交流会」が、豊島区民センター（豊島区東池袋1-20-10）で開かれた。主催：豊島区、（財）豊島区街づくり公社、後援：（財）マンション管理センター、協力：篠原法律事務所、集合住宅管理組合センター。

昭和40年代後半から大量に供給され、都市型住宅として定着してきたマンションは、その維持管理を巡って様々な問題を抱えている。日常生活では、集合住宅であるマンション生活者同士の居住のルールの確立が強く求められ、また、マンションの多くが建築後10年以上経過し、大規模修繕の必要な時期を迎えようとしている中で、その修繕の実施についても、多くの問題点があることから、適正な修繕の計画が要求されている。

豊島区では、平成6年度より「マンション管理セミナー」を開催してきたが、その中で、マンション居住者の相互の理解と情報交換を行う交流会を希望する声が多かったことから、今回の実施に至ったものである。

交流会の前半は、弁護士 篠原みち子氏により、「マンショントラブルの解決法について」をテーマに、マンション生活の中でおこる様々な法律上の問題、生活上の問題について講演を行った。

篠原氏は、「マンショントラブルの予防で、大切なことは、広報活動による居住者への規約の周知や、規約を機械的に運用すること」と力説。

事前に参加者から受けた質問も交えながら、「居住者が管理費を滞納した場合どうすればいいのか」「騒音問題が起こった場合は」「マンションでのルールを守らない居住者に対して、オーナーが法的措置をとる場合にはどのような方法があるのか」といった、マンションで暮らす中で起りうる生活上のトラブルについてアドバイスも行った。

後半は、篠原弁護士に、集合住宅管理組合センター事務局長有馬百江氏、同センター犬塚京一氏も加わり、質疑応答及び懇談が行われた。参加者は、質問事項に対するアドバイスに、真剣に耳を傾けていた。

詳細 (財) 豊島区街づくり公社